

平成二十五年六月十一日受領
答 弁 第 九 二 号

内閣衆質一八三第九二号

平成二十五年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員 柚木道義君提出薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

御指摘のような「薬学部薬剤師養成課程」に係る修業年限の六年制への延長は、医療技術の高度化や薬分業の進展等に伴い、医薬品の安全使用や薬害の防止等についての社会的要請が高まりつつある中で、薬剤師が医療の担い手としての役割を積極的に果たすべく、医薬品を人体に適正に使用するための知識や患者とのコミュニケーション能力などの臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師を養成するため、臨床の現場における長期間の実務実習の実施などにより大学における薬学教育を改善・充実する必要があることから行われたものである。

もつとも、平成十三年三月当時の薬学部卒業生の進路状況を見ると、卒業後、薬剤師として薬局や病院等に就職する者の割合が約四割である一方、大学院に進学する者の割合が二割強、製薬企業や医薬品を販売する企業に就職する者の割合が二割弱などとなっているなど、大学における薬学教育が、薬剤師の養成のみならず多様な人材の養成に寄与していることに鑑み、御指摘のような「四年制教育課程」の「併設」も認めることとしたところである。

「四年制教育課程」からは、企業に医薬情報担当者として就職する者のほか、大学院へ進学した後、製薬企業等で研究・開発に携わる者や大学教員となる者など、薬学の基礎的知識を持って社会の様々な分野で活躍する多様な人材が輩出されることが期待されている。

四について

御指摘の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）の委員の経歴については、その詳細についてまで逐一把握しているものではないため、お尋ねについて網羅的に答えすることは困難であるが、平成二十四年度の検討会の委員のうちお尋ねの「薬局及び病院薬剤部における経験を有する委員」は少なくとも五名おり、その経験年数はいずれも十年以上であると承知している。

五について

検討会は、薬学系大学の人材養成の在り方に関する専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告を取りまとめることを目的としており、大学における薬学教育の改善・充実に関して専門的な意見を聴くため、これに関する幅広い知見を有する者に委員を委嘱しているところであり、こうした観点から委嘱した委員の中には、公益社団法人日本薬学会の関係者も含まれているものと承知しているが、お尋ねのよう

に「あえて日本薬学会を重用」しているものではない。